

プラスチック資源一括回収及びリサイクル物の収集回数の見直しについて

1 事業の趣旨

- (1) 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、プラ新法）」に基づき、現在資源ごみとして分別・再商品化している「プラスチック製容器包装（以下、容器包装プラ）」に加えて、新たに、従来から「燃えるごみ」として分別・処分しているプラスチック製のスプーンやおもちゃ等の日用品の廃棄物「プラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ）」を一括して収集し再商品化を行うもの。（※大門地区、大島地区、下地区は、実施済み）

（変更前）	（変更後）
容器包装プラ ⇒ 資源ごみ （汚れがついていないもの）	容器包装プラ ⇒ 資源ごみ （汚れがついていないもの）
40 cm以内の製品プラ ⇒ 燃えるごみ	40 cm以内の製品プラ ⇒ 資源ごみ （汚れがついていないこと、原材料の全部がプラスチックであること等の分別基準を設定）
40 cm超える製品プラ ⇒ 燃えないごみ	40 cm超える製品プラ ⇒ 燃えないごみ

【実施のメリットについて】

- ア 市民の利便性の向上
- イ ごみの減量化、リサイクル率の向上
- ウ 環境負荷の低減

- (2) リサイクル物の収集回数については、旧市町村ごとの制度を踏襲しており、地区ごとに差異が生じている。プラスチック資源一括回収の実施に合わせ市内統一に向けた調整を行い、市民へ同じサービスを提供するもの。

<資源ごみ> 収集回数（月）	現在					変更後	備考
	新湊	小杉	大門	大島	下	全地区	
空き缶	1	1	1	1	1	1	全地区変更なし
空きびん	1	1	1	1	1	1	全地区変更なし
ペットボトル	2	1	1	1	1	1	
プラスチック資源	2	2	4	4	4	4	
紙製容器包装	2	2	1	1	1	1	
延べ回数	8	7	8	8	8	8	

※大門地区、大島地区、下地区は、変更済み

2 収集量の推移

令和5年10月から実証実験、令和6年4月から本格実施（下地区）

令和6年10月から本格実施（大門地区、大島地区）

（1）下地区のプラスチック容器包装等の回収量の推移

【単位：k g】

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R4年度	プラ製容器包装	580	500	450	580	530	480	540	460	480	630	400	450	6,080
R5年度	プラ製容器包装	570	520	460	590	480	580	-	-	-	-	-	-	3,200
	プラスチック資源一括回収	-	-	-	-	-	-	640	680	660	640	630	760	4,010
R6年度	プラスチック資源一括回収	610	660	760	600	750	570	580	750	-	-	-	-	5,280

【平均回収量：1か月あたり】一括回収実施前 515kg 一括回収実施後 663kg(28%増)

（2）大門地区のプラスチック容器包装等の回収量の推移

【単位：k g】

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5年度	プラ製容器包装	6,530	5,990	6,520	6,500	6,220	7,170	5,780	6,110	6,730	6,130	6,320	6,260	76,260
R6年度	プラ製容器包装	6,090	6,700	6,480	5,810	6,690	6,170	-	-	-	-	-	-	37,940
	プラスチック資源一括回収	-	-	-	-	-	-	6,160	7,050	-	-	-	-	13,210

前年同月比 1.07 1.15

【平均回収量1か月あたり】一括回収実施前 6,344kg 一括回収実施後 6,605kg(4%増)

（3）大島地区のプラスチック容器包装等の回収量の推移

【単位：k g】

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5年度	プラ製容器包装	6,480	7,000	6,280	5,860	6,970	6,510	6,390	5,710	6,450	7,560	6,160	5,810	77,180
R6年度	プラ製容器包装	6,460	5,630	6,160	6,240	6,560	6,230	-	-	-	-	-	-	37,280
	プラスチック資源一括回収	-	-	-	-	-	-	5,570	6,090	-	-	-	-	11,660

前年同月比 0.87 1.07

【平均回収量1か月あたり】一括回収実施前 6,358kg 一括回収実施後 5,830kg(8%減)